

<信託約款の変更（予定）のお知らせ>

「シュローダーBRICS株式ファンド」および「シュローダーBRICS株式マザーファンド」（以下それぞれ「ファンド」および「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、信託約款の規定に基づき、2023年4月29日付けで投資対象国からロシアを除外するための信託約款の変更およびファンド名の変更を行う（変更後ファンド名：「シュローダーBRICS株式ファンド」および「シュローダーBRICS株式マザーファンド」）ための手続きを下記の日程で行います。

【信託約款変更の手続きならびに日程】

① 新聞公告（日本経済新聞朝刊）	2022年11月4日
② 異議申立期間	2022年11月4日から2022年12月5日まで
③ 約款変更可否決定日	2022年12月7日
④ 買取請求期間	2022年12月16日から2023年1月4日まで
⑤ 約款変更適用予定日	2023年4月29日

公告日（2022年11月4日）現在のファンドの受益者様で、約款変更に関する異議のある方は、2022年11月4日から2022年12月5日までの間に、自己の保有する口数についてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立てをされた受益者様の受益権口数が、2022年11月4日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2023年4月29日付けで約款を変更いたします。

※2022年11月1日までの受付となる申込により取得された受益権を対象としております。

2022年11月2日以降の受付となる申込により取得された受益権、および2022年11月1日以前の受付となる申込により換金された受益権は今回の手続きの対象となりません。

以上

2022年11月4日

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社